

新宿区工事成績評定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新宿区工事成績評定要綱（平成30年3月8日付け29新総施営第804号。以下「要綱」という。）に基づき要綱第1条に規定する工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）に係る調査、意見の表明等を行うため、新宿区工事成績評定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 要綱第14条第2項の規定に基づき、再度の工事成績評定について調査を行い、区長に意見を表明すること。
- (2) 工事成績評定のあり方その他工事成績評定の実施に関し区長が必要と認める事項について調査を行い、区長に意見を表明すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、総務部を担任する副区長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 福祉部長
- (3) みどり土木部長
- (4) 都市計画部長
- (5) 教育委員会事務局次長
- (6) 総務部契約管財課長

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 3 当該再度の工事成績評定に係る工事を主管する部長（新宿区工事施行規程（昭和 63 年新宿区訓令第 16 号）第 2 条第 2 号に規定する部長をいう。）である委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

（委員以外の者の出席等）

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。